

# 埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務等委託 企画提案競技 実施要領

## 1 目的

埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務及び埼玉県休日夜間児童虐待通報等ダイヤル電話相談業務の休日・夜間の通告、通報、相談等に対応する受託者には、専門的な知識や実績・経験などを持つ電話相談対応者の確保や配置体制、人材育成、危機管理体制の確立などが求められるため、委託先を決定する企画提案競技を実施する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務内容

別紙「埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務委託仕様書（案）」及び「埼玉県休日夜間児童虐待通報等ダイヤル電話相談業務委託仕様書（案）」に基づいて、一体的に業務運営・管理を行うものとする。

#### ①埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務

埼玉県虐待禁止条例に基づき、県民が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報、通告や相談を行いやすい環境を構築するため、虐待通報ダイヤル#7171を運営し、休日夜間における虐待の早期発見、早期対応を図る。

#### ②埼玉県休日夜間児童虐待通報等ダイヤル電話相談業務

県の各児童相談所が休日夜間において児童虐待通報（189）等を受理し、迅速な対応を図る。

### (2) 履行場所

受託者が設置するコールセンター又はこれに準じる場所

### (3) 契約期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日（3年間）

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

### (4) 委託料上限

金242,427,900円※（3年間分、消費税額及び地方消費税額を含む。）

- ・ 委託経費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限って、審査会での審査及び契約締結が可能となる。見積額が上限額を超えた場合は審査自体を行わない。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出を依頼する場合がある。
- ・ この価格は契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格は

この範囲内で別途算定する。

※ 消費税及び地方消費税10%時の金額

### 3 応募資格

次の（１）から（８）の全てを満たす事業者であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （３） 本業務の募集開始日から契約締結の日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （４） 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （５） 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （６） 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- （７） 令和3年度から令和5年度の間、国又は地方公共団体が発注した類似業務を受注し、誠実に履行した者であること。
- （８） プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）の認定を受けている者であること。

### 4 手続等に関する事項

#### （１）スケジュール

7月16日（火）17時	「質問書」提出期限
7月22日（月）17時	「質問書」回答期限
7月26日（金）17時	「参加申請書」提出期限
7月31日（水）17時	「企画提案書」提出期限
8月 6日（火）	選考実施（プレゼンテーション審査）
8月 中旬	選考結果通知
10月1日（火）	契約

#### （２）質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和6年7月16日（火）17時まで（必着）

イ 質問方法

「質問書」【様式1】に内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。

質問は1問1枚とし、提出後、必ず電話による到達確認を行うこと。

仕様書以外の非公開情報や資料に関する質問等については、機密保持誓約書【様式1別紙】を提出した場合に限り受け付ける。

ウ 提出先

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当

電話 048-830-3391

電子メール a3380-04@pref.saitama.lg.jp

エ 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、令和6年7月22日（月）17時までに県HPに掲載する。ただし、仕様書以外の非公開情報や資料に関する質問等については、質問者のみに電子メールで回答する。

**(3) 参加申請書の提出**

ア 提出期限

令和6年7月26日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールで送付すること。

また、提出後、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 提出先 「4（2）ウ 提出先」と同様

エ 提出書類

- ・参加申請書【様式2】
- ・法人等概要調書【様式3】 その他事業者の概要を表すもの（任意様式、パンフレット等可）
- ・契約の履行証明書【様式4】
- ・プライバシーマークの認定に係る証拠書類の写し

オ 参加辞退

参加申請書を提出した者が本企画提案による公募の参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届をメールで提出すること。

**(4) 企画提案書の提出**

ア 提出期限

令和6年7月31日（水）17時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールで送付すること。

また、提出後、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 提出先 「4（2）ウ 提出先」と同様

## エ 提出書類

- ・企画提案書【様式5】
- ・業務の実施体制について【様式6】
- ・業務の運用方法・手順について【様式7】
- ・危機管理体制について【様式8】
- ・電話相談対応者への教育及び研修について【様式9】
- ・類似業務の契約実績について【様式10】
- ・見積書【様式11】
- ・積算内訳書【様式12】
- ・特記事項【様式13】

## 5 審査に関する事項

### (1) 審査方法

ア 県は、「埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務等に係る委託業者審査委員会」（以下、「委員会」という。）により、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を委託契約先候補者（以下、「契約候補者」という。）に決定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

### イ 評価の視点

評価に当たっては、「埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務等委託企画提案 評価項目」【別添1】により審査をするものとする。

### (2) プレゼンテーション審査

企画提案の内容について、プレゼンテーションにより審査を行う。

### ア 開催日時

令和6年8月6日（火）（予定）

### イ 実施方法

Zoomによる提案

詳細については、企画提案書を提出した者に対し、電子メールで連絡する。

### ウ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間

審査委員からの質疑 10分間

### エ 注意事項

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等により行うこと。追加資料の提示や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。
- ・出席者は1者につき2名以内とする。
- ・提出書類に虚偽の記載や不備がある場合は、審査対象とならず失格とする。

- ・企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は契約候補者選定後、令和6年8月中旬に提案者全員に対してメールで通知する。

## 6 その他留意事項

### (1) 参加申請に係る費用

参加申請に係る全ての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とする。

### (2) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語

日本語

イ 通貨

日本国通貨

### (3) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは失格又は無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 本実施要領の規定に従っていないもの。

オ 文字の判読が困難又は文意が不明であるもの。

カ 民法第90条（公序秩序）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

### (4) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

### (5) 提出された書類等の取扱い

ア 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

イ 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。

ウ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づく開示請求等関連規定に基づき、公開することがある。（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）

エ 提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、県が必要と認める場合には、県は、契約候補者に予め通知をすることによりその一部又は全部を無償で使

用（複製、転記又は転写をいいます）できるものとする。

## （6）契約等

### ア 受託者の決定

委員会において決定した契約候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2項の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

ただし、特別な理由により契約候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

### イ 契約書及び業務の仕様の確定

契約書は、県と受託者で協議の上作成する。業務の仕様は、仕様書（案）に記載されている事項を基本とするが、県と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

### ウ 契約保証金

要（契約金額の100分の1以上の額。ただし、免除できる場合がある。）

### エ 委託金の支払条件

委託金の支払方法は、業務完了検査後の精算払いとする。

### オ 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

### カ 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）等関係法令を遵守すること。

## 7 問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部福祉政策課 政策企画担当 田中

電話 048-830-3391

FAX 048-830-4801

Eメール a3380-04@pref.saitama.lg.jp

以上